

## 【改正について】

### I. 研究費の不正な使用

#### 1. 改正の背景と趣旨

(1) 大学等の研究機関における公的研究費の適切な管理・監査体制が求められてきたにも拘らず、依然として悪質度の高い事案を含む、公的研究資金の不正使用が見られました。

(2) 研究費の不正使用や不正受給、研究上の不正行為への対応として、応募資格の制限を科しているが、行為の内容に関わらない硬直的な運用となっていました。

これらのことから、現在の社会情勢を踏まえ、特に悪質な不正使用の事案に対して厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じた制限を科することが可能となるよう改正しました。

#### 2. 改正事項

(1) 私的流用を行った研究者等に対する応募制限の厳罰化を図ります。

5年間（改正前） ⇒ 10年間（改正後） とする。

(2) 私的流用以外の不正使用を行った者に対する厳罰化と適正化を図ります。

不正使用の用途により判断（改正前：2～4年）

⇒ 不正行為の内容により判断（改正後：1～5年）

社会への影響や不正行為の悪質度などを勘案して、応募制限期間を判断します。

応募制限期間を1年以上として、これまでの上限4年を5年に引き上げます。

①社会への影響が大きく、行為の悪質度も高い場合 5年

②①及び③以外の場合 2～4年

③社会への影響が小さく、行為の悪質度も低い場合 1年

(3) 善管注意義務違反に対する応募制限の新設（最大2年間）

善管注意義務違反とは、自ら不正使用に関与していない場合でも研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった者に対して、最大2年間の応募制限を科することになります。なお、研究実施に当たって直接、不正の被管理者（研究者等）を管理する立場にある研究者に善管注意義務違反による応募制限を科することを想定しています。

### II. 研究開発活動の不正行為

#### 1. 改正の趣旨

上記Iの改正を機に、不正行為（捏造、改ざん、盗用）に係る応募制限を指針と同一のものに設定するとともに他制度との適用の統一化を図ります。

### III. 適用時期

平成25年1月1日

但し、「私的流用」（10年）、「社会への影響が大きく且つ行為の悪質度も高いもの」（5年）及び「善管注意義務者違反」（2年）は、平成25年4月1日からの適用とします。

#### IV. 新たな応募制限表

##### 【研究費の不正な使用等】

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年 4年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年 5年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年 無し

(注) 表中2、同4及び同6における上段の資格制限期間は、平成25年4月1日以降において適用する。

##### 【研究開発活動の不正行為】

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのも	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		のと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き		

不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	く、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年